

福山市立伊勢丘小学校 不祥事防止校内委員会 運営規定

(目的)

第1条 この規定は、学校として不祥事を許さず、教育に全力を注ぐ組織風土及び文化を確立するとともに、個々の教職員の自律を補強し、組織体としての学校が不祥事を起こさない体制を整えることを目的とする。

(委員会の構成)

第2条 不祥事防止校内委員会は、次の者をもって構成する。

- ・校長 ・教頭 ・主幹教諭 ・教務主任 ・生徒指導主事 ・養護教諭
- ・場合により保健主事，学年主任等も含む

(委員会の開催)

第3条 不祥事防止校内委員会は、校長が召集する。

(協議内容)

第4条 不祥事防止校内委員会は、次の事項について協議し、校長が決裁する。

- ・ 不祥事防止に関する年間計画の作成
- ・ 職員の不祥事防止に対する日常的な啓発
- ・ 不祥事防止のための研修の企画・実施
- ・ 不祥事防止チェックリストの作成・活用
- ・ 教育課程の適正な管理
- ・ その他、状況に応じ、目的を達成するための取組

(その他)

第5条 毎月9日を「こころの相談窓口」とし、9日が祝日や休日の場合は、休みの翌日とする。

第6条 相談窓口は、不祥事防止校内委員会の構成員が担当する。

第7条 この規定に定めるもののほか、委員会運営等に必要な事項は、校長が定める

附則 この規定は、平成22年4月 1日より施行する。

附則 この規定は、平成23年4月 1日より施行する。